

第8回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

とき 平成25年2月12日（火）
ところ 兵庫県動物愛護センター多目的ホール

1 第7回会議議事要旨の確認について

2 協議事項にもとづく意見交換について

3 その他について

（添付資料）

資料1 第8回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿

資料2 第7回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）

資料3 動物愛護推進員について

資料4 提言の進捗状況等について

第8回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿

【尼崎市動物愛護管理推進協議会委員】

役職名等	氏名
大阪府立大学名誉教授	植村 興
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会副理事長	藤原 軍次
ホームレス猫不妊運動ネットワーク代表	大参 修一
尼崎小動物愛護推進協会員	福井 祐子
一般社団法人尼崎市開業獣医師会代表者	吉川 博敏
市民	阿鹿 麻見子
市民	竹本 真智子
市民	桑畠 和子
市民	三田 一三
尼崎市保健所長	郷司 純子

※団体代表者については代理出席となる場合もあります。

【事務局他】

所属	氏名
健康福祉局保健部長	辻本 正樹
健康福祉局保健部生活衛生課長	宮永 恵三
健康福祉局保健部生活衛生課動物愛護センター所長	大平 和宏
健康福祉局保健部生活衛生課動物愛護担当係長	田原 正規
健康福祉局保健部生活衛生課動物愛護センター技術員	唐澤 万里子

第7回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）

1 日 時

平成24年11月20日（火） 午後2時から午後4時

2 場 所

兵庫県動物愛護センター多目的ホール

3 出席者

（1）委員8名（五十音順 敬称略）

阿鹿麻見子、植村興、大参修一、竹本眞智子、辻本正樹、藤原軍次、福井祐子、
吉川博敏

（2）事務局4名

宮永生活衛生課長、大平生活衛生課動物愛護センター所長、田原生活衛生課動物愛護
担当係長、唐澤技術員

4 概 要

- （1）第5回及び第6回の議事要旨について一部修正のうえ内容を確定し、市ホームページに掲載することとなった。
- （2）動物愛護推進員について、次のような意見があった。
- ・応募要領に暴力団排除等に関する規定を入れるべきである。
 - ・推進員証に写真を入れるべきである。
 - ・応募用紙と活動報告の様式をもう少し工夫すべきである。
- （3）次年度における基金活用等事業と新たな取り組みについて次のような意見があった。
- ・収容動物のウイルス検査やワクチン接種は一般財源の中で対応していく。
 - ・収容犬の訓練費用を基金から捻出することを検討してほしい。
 - ・譲渡促進のためのチラシの作成と郵送費用も基金から捻出してほしい。
 - ・効率的かつ効果的な情報発信のあり方については、今後も検討を続けるとともに、出来ることがあれば直ぐにでも行なっていくべきである。
- （4）動物愛護管理推進協議会の次期委員について次のような意見があった。
- ・市民の参加により実績を残すことができるので、公募委員の数を増やすべきではないか。

5 内 容

(1) 第5回及び第6回の議事要旨（修正案）の確認について

事務局から第5回議事要旨の修正案について説明があり、P3については現行のまま、P5については修正案のとおりとなった。第6回については修正案のとおりとなった。また、この時、次のような意見交換が行われた。

【事務局】

P3についてだが、推進員の活動内容について議論を行なった時、生体の一時預かりは含めておらず、あくまでも相談業務に特化するという話だったので現行どおりで問題はないと思う。

【議長】

第5回について修正意見も含めて意見をお願いする。

【委員】

現在、私達はボランティア活動も行なっているので、この修正案がよいと思う。

【事務局】

第5回会議の中で話し合われたこととして、生体の取り扱いについてはまだ先のことであったと認識している。

【委員】

推進員の権限とまではいかなくとも、個人の判断でネットワーク作りをしてもよいのではないか。そのような幅を持たせた表現にしていったらよいのではないかという意見だったと思う。その意味でこの修正案が生きてくるのではないか。

【委員】

文章については事前に調整し、本人の意見があるのはわかるが最終的には議長が整理するものである。これは修正することによってかえってわかりにくいと思う。修正案を出してきた人と議長が話し合ってもらわなければ時間の浪費となる。

【委員】

現行の表記でも修正案を網羅していると解釈できるので、私も議長に一任する。

【委員】

一時預かりの話をしたときに、募集要綱にそれを書いたら集まらないのではないかとなつた。要綱には書かないが、推進員が集まってその話が出たときには賛成するという事になっていたと思う。

【委 員】

それならば現行の表記が無難である。

【議 長】

P 3については現行のままとする。第5回については修正案のとおりとする。

【議 長】

第6回についても何か意見があれば出して欲しい。

【議 長】

意見がないので、第6回についてはこの内容で確定させてもらう。

(2) 動物愛護推進員について

事務局から「動物愛護推進員」についての説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【委 員】

募集時に例えば非社会的な集団の方は応募できないように明文化しておくほうが良いのではないか。また、活動内容があがってきたときにどのように市民にフィードバックするのか。どこにどのような形で公表するのか。

【事務局】

市のホームページに動物愛護推進員を委嘱したことを掲載するつもりである。

推進員の活動内容を広報し、推進員に相談したいことがあれば愛護センターまで連絡を入れてもらうようにしたいと考えている。

【委 員】

要綱の内容が細かすぎるのでないか。また「適当」ではなく「適任」である。あと、「推進員を解任されたことのない者」ということは普通は書かないと思う。

【議 長】

猫の保護活動をしている私の知人は、過去に色々あったが、今は慎ましく暮らしている。見えないものに対してバリアを張ってもよいのかという気もしている。

【委 員】

私は妥協はいらないと思う。書いておけば、後でそのような人だとわかったとき

に対処できる。あえて書いておくべきだと思う。

【委 員】

私は書くべきではないと思う。法律上の問題も絡んでくるのではないか。

【委 員】

市の委託契約に暴力団排除等の条文もあると思うので参考にしてはどうか。

どのような表現が望ましいかを検討してほしい。例えば職員採用時の宣誓項目へのチェックも参考になると思う。

【委 員】

要綱にそのようなことまで入れる必要があるのか。

【議 長】

事務局で確認してほしい。

【委 員】

推進員に関してどのような人がどのような経過で推進員に決まったかと言うことを公開していく必要があるのではないか。他の自治体では広報で作文等を公開しているところもある。選ばれたプロセスを明確にしていく必要性がある。

【事務局】

参考にその自治体を教えてほしい。

【委 員】

それはまた後で。

【委 員】

そのようなことは書くべきではない。「市長は適任と認めたときは委嘱できる。」「市長は解任できる。」との文章があればよいのではないか。細かいことを書き始めると切りが無くなる。

【委 員】

「差別的な扱いや不快の念を抱かせないこと。」とあるが、現場で理不尽なことを言われてしまったりすることがある。100%不快の念を抱かせないことはできないと思うので、柔らかい表現にして欲しい。逆手にとられないかが心配だ。例えば「不快の念を抱かせないように心がける。」「・・・に努めること。」などの表現にしてはどうか。

あと、「推進員証」に写真を入れてもよいのではないか。応募用紙の「動物愛護に関する活動実績」欄について、「活動実績」とすると応募しづらくなるので、「活動経験」、「活動目標」などに変えた方がよいのではないか。

【事務局】

「差別的な扱いや不快の念を抱かせないこと。」については、あくまでも一般常識として書いたものである。推進員という立場上、言葉使いには十分注意してくださいと言う意味である。

【議長】

応募してきた人が今までどのような動物を飼ってきたかというような飼育歴みたいなものが見れたらよいと思う。犬の人に猫のことを言ってもなかなかわからてもらえない。猫をやっている人は犬のことがなかなかわからない。亀しか飼っていない人でもよいのだから。あと、電子メールは必須だと思う。

【委員】

推進員の仕事の中の、「センターに収容された犬、ねこ等の譲渡の支援に関すること」の中には、収容動物の散歩や授乳は入っているのか。

【事務局】

休日の飼育管理は職員が行なっている。ここで意味しているのは収容した動物の里親を探す協力のことである。

【委員】

授乳であるが、現在は3か月以上しかホームページに掲載されていない。それまでは処分対象になっている。推進員が多く集まり人員が確保できれば子猫の授乳ができるようになるのではないか。

【委員】

授乳だけが理由ではないだろう。

【事務局】

3か月以上の猫については法的な問題もあり一定期間保管しているが、それ以下についてはキャバの問題もある。収容数が激減すれば、犬のように1、2か月間保管することも可能になると思う。

【委員】

推進員は何人くらいになると考へているのか。

【事務局】

多くて10人から20人と考えている。少なければ1ケタかもしれない。

特に問題がない限りは委嘱するつもりである。

【議長】

推進員にならなくても活動はできると思うことがある。CONは野良猫の不妊去勢がメインである。お金が足りないので寄付金を作ろうという活動をした。CONとして保護した猫を自分で里親募集をするということはできない。特に子猫は扱わない。そのような方向性でやろうと決めている。ただ、自分としては野良猫の不妊活動をしながら地域に戻せなかった猫や子猫は引き取って里親を探している。推進員の活動も現在自分がしていることなので、今は推進員としての魅力を探している最中である。

【委員】

推進員については募集することに意味があり認知度が高まると思う。現在は限られたメンバーが頑張っているということがあるので、多くの人に活動してもらうためにはよい機会である。

【委員】

市は書類の提出を求める。悪意はないが管理しようとするから書類を提出させる。上層部は何か質問があった時の資料として欲しい。このようなことはそろそろやめなければいけないと思う。毎回の報告は必要ないのではないか。簡略化できるものはするべきである。

【委員】

持続性が大事だと思う。

【委員】

多くの人はやりたいと思って活動をする。市のために行うのではない。文章を書き出したら違う方向に行って面白くなくなるのではないか。出来るだけ簡素化すべきである。

【委員】

県の推進員をしていた時は報告内容がもっと多かった。仲間同士で思い出しながら確認し合って書いていた。報告書を書くのは面倒だったという記憶がある。

何をやったかを思い出さなければいけなかった。その当時は目的もよくわからな

かつたので記憶にあまり残らなかった。今回は目的があるので違ってくるとは思う。

【委 員】

推進員の会のようなものを作り、活動の一覧表を作り○×で書けるような方法が可能かなと思う。個人で毎回報告書を書くのは負担となり、続かなくなるのではないか。

【委 員】

管理する側からすると活動の状況を把握したいということもあるので、良い方法を考えてほしい。

【委 員】

このような募集をしても職員は入ってこない。実際に自分達がやってみて、改良しなければいけないということをわかるべきである。

【委 員】

話は少し違うが、動物愛護基金条例施行にともない、11月1日と2日に職員がビラ配りを行なっていた。

【議 長】

チェックリストを作つて○×などを入れる方法はとても有効である。

(3) 次年度における基金活用等事業と新たな取り組みについて

事務局から「次年度における基金活用等事業と新たな取り組みについて」の説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【議 長】

新たな取り組みということでホームページに収容動物の写真を載せ更新をしたり、このようなウイルス検査やワクチン接種をしてもらうことで非常にありがたいなと思っている。

【委 員】

新たな取り組みに関しては、基金ではなく一般財源で予算をとつて続けていくという解釈でいいのか。

【事務局】

ワクチン接種などの新たな取り組みについては、今後も一般財源で対応していく考えである。

【委 員】

私達は昨年10月から犬の里親探しを続けていて、現在殺処分数はゼロとなって
いる。

【事務局】

収容中に死亡した成犬と、大高洲町の野犬の子犬がいたのでゼロではない。

【委 員】

咬むからということで犬舎から出してもらはずストレスを抱えたと思われる犬が
いた。このまま処分されるのはかわいそうなので専門家に来てもらって訓練した。
大丈夫となって里親が見つかった。費用はボランティアが負担した。これからもそ
のような可能性があるので訓練の費用を基金から出せないか。

【委 員】

私も賛成である。訓練の必要の有無はセンター職員が行うのか。咬む癖等につい
てもケースバイケースであるので、その判断は職員が行うのかということである。

それならば、収容動物譲渡促進事業に「トリミング+しつけ」として入れたらど
うか。しつけは社会的にその動物が幸せに暮らしていくためにも必要であり、も
らわれやすくなる。

【議 長】

その判断はどのようにするのか。一度見ただけで判断するのか。

【事務局】

毎日世話をしているので、その中で判断する。今回の犬は職員に咬みついた。狂
犬病の届出の関係で2週間抑留しておいた。今日もカラーをつけて散歩させたがズ
ボンに咬みついてきた。このように攻撃性のある犬が他の人を咬んだら問題になる。

基金の使途に含めるかどうかは次年度以降の検討となる。例えば、もじやもじや
の犬のトリミングであれば一回で結果が出る。訓練となれば一回で直るのか、二回
必要なのか、何回必要かがわからない。その部分の整理ができれば進めていくの
かもしれない。個々によって状況がそれぞれ異なるので制度化していくのは難しい
のではないか。それよりもしつけを普遍的に広げていくために使っていく方が効果
的ではないかという考え方もある。その辺を議論していただきたい。

【委 員】

柴犬は咬み癖がある。他の柴犬の飼い主と話すことがあり、「うちの柴犬も咬む。」

と言っていた。だから、咬み犬と決め付けずに生きるチャンスを与えてやりたいの
で、少しでも出せるのであれば出してほしい。どうしてもだめだった場合は殺処分
でも仕方がない。

【委 員】

年間に数頭ならそれほど費用もかからない。

【委 員】

もっと他の事に使つたらよいのではないかと考えている人もいるので状況を見な
がら考えてはどうか。

【委 員】

殺処分ゼロの大義名分があるので、前向きに検討してほしい。難しい犬種である
ことも確かだが、事務局からもあったように来年度は無理だが経緯を見ながら検討
してもらうことでよいのではないか。

【委 員】

生涯に1回だけ咬む犬がいて、その後は1回も咬まないといったケースもある。
咬むといつてもいろんな咬み方があるので、見極めが必要である。

センターの獣医と話をしていて、新しい飼い主の候補と一緒に訓練するのだったら
少し安心感があるのではないかとの意見があった。私も、譲渡希望者がいれば一
緒に訓練に参加してもらえばいいのではないかと思った。

一枚もののチラシに効果がある。環境省のポスターやパンフレットも活用するべ
きである。また、収容動物の譲渡促進のためにボランティアがカラーのチラシなど
を作成して、動物病院などに貼ってもらっている。譲渡希望者から連絡があつたり、
返還につながった例もある。印刷代や切手代についてどこからか出してもらえるよ
うにできないか。パソコンの得意な職員がいるので、関係各所へのメールマガジン
の配信により収容動物の周知につなげてもらいたい。

【委 員】

今の話は一見いいと思うが、システム的なものとして職員が変わっていった場合
にもできるように制度として分けて考えなければいけない。

【委 員】

犬がいなくなった時に、そこら中にポスターを貼る人がいる。公園や電柱に貼る
のは違法である。

【事務局】

情報の発信については常に考えている。市民全員がスマートフォンを持っていて毎日見るような社会であれば別だが、現実は高齢者などは使っていない。少しでも多くの人に継続して安価に発信できる方法を考えている。以前、食品衛生関係でメールマガジンを発信したことがある。食品衛生の場合は情報が多いのでホームページ上の様々な情報を整理して送信していた。動物の場合は、例えば収容動物に特化するのであればホームページを見てもらえば済むことである。見ることができない人についてどうするか。勝手にセンターの名前でポスターを貼る方もいるので何か仕組みを考えなければいけないと思う。

【委 員】

私はホームページからポスターを作って、動物病院に送っている。月に2回ほど送る時もある。カラーコピー代と切手代がかなりかかる。送るルートがあればそれに一緒に乗せられたらよいのだが。

【事務局】

電子メールで送ることはできるが。問題はそれをプリントアウトすることである。

【委 員】

自分でやることであり、この場で論議することではない。掲示板は地域で管理している。

【委 員】

公民館などに送る方法があると聞いたので乗せてもらえないかと思った。

【委 員】

公民館には非常に多くの配布物などが置いてある。支所でも50種類くらいあるのではないか。そこへ送っても誰も見てもらえない。

【委 員】

見てもらうのではなく、貼ってもらえばどうか。

【委 員】

貼るのはもっと無理だ。

【事務局】

施設にはそれぞれの設置目的があって優先順位もある。支所であれば優先される

事業などがあり現実的には難しい。

【議 長】

自分で費用を負担して、自分でしたいと思ってやっているのであれば、自分でどんどん自分でやればよいのではないか。今やっていることは何の問題もないのではないか。この場でお金の話をするのは少し違うのではないかと思う。

【委 員】

地域にはいろんな物が送ってこられる。私達から見れば変な物も送ってくるので、そのような物は貼れない。個人でするならばしたらよいが、ここで論議する話ではない。

【委 員】

私的なことではなく、センターという公的な場所に収容されている動物の話である。許可を得て送付している。変な物を送っているわけではない。

【委 員】

送ってくれではなく、そのようなルートがないかを確認している。

【事務局】

ルートはない。

【委 員】

お金のことは本人が言っているわけではなく、そばから見ていて負担が大きいので考えてほしいということである。効果があがっているのでここで話し合う余地はあるのではないか。

【事務局】

費用の問題を含め、より多くの市民に知つてもらう方法を考えてできることからやっていきたい。とりあえずメールからとか。

(4) 動物愛護管理推進協議会の次期委員について

事務局から「動物愛護管理推進協議会の次期委員について」の説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【委 員】

市民委員4名について、数を増やして拡充することはできないか。協議会に市民が参加して2年となるが、収容動物の譲渡数も増えて殺処分数も少なくなってきた。

このような実績を残すことができてきた。私たち市民委員も協力することができた。4名の市民委員だったが1名欠けても、ここまで協力、成果は難しかったのではないかと思う。1名でも多ければもっと多くの協力ができるのではないか。

【事務局】

そのような役割は今後、推進員が担っていくことになると思う。

【委 員】

次回の会議日程はどうなっている。

【事務局】

次回会議は2月12日（火）2時から。場所は確定していない。

この2年間の総括的なことと、次年度以降の課題になる。

以上

動物愛護推進員について

1 委嘱

平成 25 年度中とする。

2 設置要綱等

(1) 設置要綱（案）

下線部分を加筆及び修正

(2) 応募用紙（案）

下線部分を修正

(3) 推進員証（案）

写真を追加

(4) 活動報告書（案）

記載方法を簡略化

尼崎市動物愛護推進員設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）第38条の規定に基づき動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

（委嘱）

第2条 推進員は公募とし、面談等を行なった上で、次のすべてを満たしあつ、市長が適任と認める者を委嘱する。

- (1) 尼崎市内に居住する20歳以上の者
- (2) 動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意を有する者
- (3) 動物愛護管理法その他動物関連法令に反する行為等により行政から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者
- ~~(4) 推進員を解任されたことのない者~~
- (4) 市が実施する「動物愛護推進員委嘱前講習会」を受講した者
- (5) 暴力団員又は暴力団員密接関係者でない者

2 市長は、推進員に対し、「動物愛護推進員証」（様式1号）を交付するものとする。

（委嘱期間）

第3条 推進員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

（活動内容）

第4条 推進員は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市民から市への依頼若しくは、推進員から市への提案に基づく活動
 - ア 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養について市民の理解を深めること。
 - イ 市民に対して、その求めに応じ、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
 - ウ 犬、ねこ等の動物の所有者等の求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他必要な支援をすること。
 - エ 市が行う、次の施策等への必要な協力に関する事。
 - ① 行方不明となった飼い犬、飼いねこ等の捜索の支援に関する事。
 - ② 動物愛護センターに収容された犬、ねこ等の返還の支援に関する事。
 - ③ 動物愛護センターに収容された犬、ねこ等の譲渡の支援に関する事。
 - ④ 野良猫不妊手術活動の支援に関する事。
- (2) その他、市からの要請に基づく施策等への協力に関する事。

（遵守事項）

第5条 推進員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公共の秩序に反した行為を行わないこと。
- (2) 推進員には公務員に準ずるような職務資格がないことから、施設等への立入調査や監視指導、措置命令などの権限がないことを理解し遵守すること。

- (3) 推進員の立場を利用し、営利を目的とした活動を行わないこと。
- (4) 活動を行ううえで知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とすること。
- (5) 活動を行うにあたっては、個人の人格を尊重し、親切丁寧な態度で接するとともに、差別的な扱いや不快の念を抱かせないように努めること。
- (6) 活動を行うにあたっては、「動物愛護推進員証」を必ず携行し、相手から求めがあった場合は提示すること。
- (7) 動物愛護センターの指示に従うこと。

(解 任)

第6条 推進員が、次のいずれかに該当する場合には、市長はこれを解任することができる。

(1) 第2条第5号に該当することが判明した場合

- (2) 第5条各号のいずれかに反する行為を行なった認められる場合
- (3) 推進員としての責務を果たさないと認められる場合
- (4) 推進員としてふさわしくないと認められる場合
- (5) 尼崎市外に居住地を移動した場合
- (6) 本人から解任の申し出があった場合

2 推進員は、前項の規定により解任された場合には、「動物愛護推進員証」を市長に返納しなければならない。

(費用等)

第7条 推進員活動に対する報償費や交通費など諸経費は支給しないものとする。

(報告等)

第8条 推進員は、推進員活動を行なったときは、「動物愛護推進員活動報告書」(様式2号)により適宜、市長に報告しなければならない。

(研修会)

第9条 推進員の相互交流と技術研鑽を図るため、市が毎年2月に実施する委嘱後研修会に参加しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員の活動等についての必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。

動物愛護推進員応募用紙

平成 年 月 日

「尼崎市動物愛護推進員設置要綱」の趣旨を理解し、次のとおり動物愛護推進員に応募します。

フリガナ 氏名			生年月日	昭和 年 月 日	平成 年 月 日
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		職業		
住所	尼崎市				
連絡先	電話番号		携帯番号		
	ファックス番号		E-mail	※必須	
動物関係 の資格等	例示) 獣医師、愛玩動物飼養管理士 など				
希望する 活動内容 (※複数 選択可)	《市民から市への依頼若しくは、推進員から市への提案に基づく活動》				
	<input type="checkbox"/> 1 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養について市民の理解を深めること。 <input type="checkbox"/> 2 市民に対して、その求めに応じ、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。 <input type="checkbox"/> 3 犬、ねこ等の動物の所有者等の求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他必要な支援をすること。 4 尼崎市が行う、次の施策等への必要な協力に関する事。				
	<input type="checkbox"/> (1) 行方不明となった飼い犬、飼いねこ等の捜索の支援に関する事。 <input type="checkbox"/> (2) 動物愛護センターに収容された犬、ねこ等の返還の支援に関する事。 <input type="checkbox"/> (3) 動物愛護センターに収容された犬、ねこ等の譲渡の支援に関する事。 <input type="checkbox"/> (4) 野良猫不妊手術活動の支援に関する事。				
	《市から推進員への要請に基づく活動》				
	<input type="checkbox"/> 1 その他、市からの要請に基づく施策等への協力に関する事。				
	活動希望内容についての補足があれば記入してください。				
活動可能 な時間帯	例示) 休日の午前中 など				
<u>動物飼育歴</u>	例示) 柴犬を16年間 など				
動物愛護 に関する 活動 <u>経験</u>	例示) 近隣住民を対象とした飼い方相談 など				

(表面)

第 号	動物愛護推進員証
顔写真	氏 名
	生年月日
	委嘱期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
上記の者は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物愛護推進員であることを証する。	
平成 年 月 日 尼崎市長	

(裏面)

動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)
(動物愛護推進員)
第38条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に 熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。
2. 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。
一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を 深めること。
二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖する ことを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要 な助言をすること。
三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物 に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な 支援をすること。
四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県 等が行う施策に必要な協力をすること。

動物愛護推進員活動報告書

尼崎市長様

動物愛護推進員氏名_____

平成 年度の動物愛護推進員活動の状況を、次のとおり報告します。

活動項目	活動の有無	具体的な活動を記載してください
動物の愛護と適正な飼養について住民の理解を深めるための活動	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
市民からの依頼による繁殖制限に関する必要な助言	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
所有者からの依頼による譲渡のあっせん、その他必要な支援	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行方不明となった飼い犬・飼いねこの捜索の支援	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
動物愛護センターに収容された犬・ねこの返還の支援	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
動物愛護センターに収容された犬・ねこの譲渡の支援	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
野良猫不妊手術活動の支援	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
その他、市からの要請に基づく施策等への協力	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(ご意見、ご提案)		

提言の進捗状況について

1 統計による比較

(1) 犬について

	H20	H21	H22	H23	H24	提言の該当項目
収容数	224	122	56	64	55	項目1、2
返還数	33	12	5	11	12	項目1、2
譲渡数	17	13	15	35	31	項目2
処分数	173	97	35	19	6	項目2
苦情相談数	98	135	98	86	78	項目1
不明保護相談数	509	466	375	336	266	項目1

※H24は12月末時点の数値

(2) ねこについて

	H20	H21	H22	H23	H24	提言の該当項目
収容数	700	577	597	394	329	項目1、2、4
返還数	0	0	4	1	0	項目1、2
譲渡数	2	11	26	14	40	項目2
処分数	693	575	561	385	288	項目2、4
苦情相談数	87	104	105	116	73	項目1、4
不明保護相談数	151	158	149	221	202	項目1、4

※H24は12月末時点の数値

- 項目1：動物の愛護及び管理に係る普及啓発について
 項目2：殺処分数ゼロを目指して
 項目3：動物取扱業への規制等について
 項目4：ねこの問題について
 項目5：協働の取り組みについて

2 現在の取組内容と今後の取組目標（予定を含む）

別添のとおり。

提言の進捗状況等について

項目1：動物の愛護及び管理に係る普及啓発について

・地域住民を対象とした普及啓発活動の推進	・地域住民の依頼に基づいて、出前講習会やチラシなどの回覧を行なっている。	・動物愛護推進員(以下「推進員」といふ。)などを活用した、地域における普及啓発を促進するための取り組みを推進する。 ・犬・ねこの適正飼養に関する啓発冊子を作成する。【H25年度】
・子供たちを対象とした教育活動の積極的な推進	・獣医師会と協力して、小学校において飼育環境の改善指導や「サギとの触れ合い」教室、怪我や病気の相談などの「学校飼育動物活動」に取り組んでいる。	・左記の取り組みの拡充方法を検討、推進する。
・迷子札など所有者明示措置の重要性について飼い主の理解を深めるための取り組みの推進	・市報や回覧文などを通じて、所有者明示措置の普及啓発に取り組んでいる。	・推進員などを活用した、所有者明示措置への理解を深めるための取り組みを推進する。 ・マイクロチップの普及方法を検討する。

項目2：殺処分ゼロを目指して

・殺処分数の具体的な数値目標の設定	・具体的な数値目標は設定していない。 (殺処分数を限り無くゼロに近づける)	・同上
・写真を含めた収容動物情報の積極的な発信	・ホームページに収容動物(3ヶ月以上の)の写真付き情報を掲載している。【H24年度】 ・近隣自治体及び警察署に収容動物(3ヶ月以上)の情報をFAXしている。	・動物の収容状況に応じて掲載対象月齢の見直しを行う。
・繰り返し取りを求める者に対する状況確認と必要な指導等の実施	・繰り返し取りを求める者がいた場合は、状況を確認するともに必要な指導等を行なっている。【H23年度】	・同上
・終生飼養の徹底と譲渡頭数を増やすための取り組みの推進	・市報や回覧文などを通じて、終生飼養の普及啓発に取り組んでいる。 ・ボランティアの協力のもと譲渡事業の促進に取り組んでいる。 伊丹市民・宝塚市民・西宮市民にも譲渡を行なえるようにしている。【H24年度】 ・収容動物の譲渡対象者の範囲を広げ、尼崎市民だけでなく、伊丹市民・宝塚市民・西宮市民にも譲渡を行なえるようとしている。【H24年度】 ・収容動物の健康管理のため、混合ワクチンの接種、糞便検査、犬のフィラリア検査、ねこのエイズ等検査を行なっている。【H24年度】 ・譲渡動物との相性を確認するため、譲渡前に体験飼養を行うことができるようになっている。【H24年度】	・推進員などを活用した、譲渡事業を促進するための取り組みを推進する。 ・休日譲渡会を開催する。【H25年度】 ・収容犬のトリミングを行う。【H25年度】
・野良ねこの繁殖制限措置を更に進めるとための取り組みの推進	・市報やホームページなどを通じて、野良ねこ対策活動の普及促進に取り組んでいる。 ・動物愛護基金(以下「基金」という。)への寄付を募り、野良ねこ不妊手術費用一部助成の拡充を行なっている。【H24年度(70件分)】	・推進員などを活用した、野良ねこの繁殖制限を促進するための取り組みを推進する。

項目3：動物取扱業への規制等について

・監視指導計画にもとづく計画的な監視指導の実施	・年に一度、全施設を対象とした監視指導を行なっている。【H23年度】
・販売時における購入者への事前説明の徹底を指導	・監視時に事前説明の徹底を指導している。【H23年度】。
・動物取扱責任者の資質を向上させるための取り組みの推進	・年に一度、動物取扱責任者講習会を開催している。

項目4：ねこの問題について

・地域全体での解決に向けた取り組みへの支援	・野良ねこ対策活動を促進するため、不妊手術費用の一助成を行なっている。
・野良ねこの引取り頭数の多い地域への働きかけ	・動物愛護センターで野良ねこの取り引きを行なう際、不妊手術の有用性について説明を行なっている。【H23年度】
・飼い猫の適正飼養の徹底	・市報や回覧文などを通じて、適正飼養の普及啓発に取り組んでいる。
・TNR活動や地域など地域が主体となった取り組みの普及促進	・住民などから相談があつた場合、地域に対して活動の説明を行なっている。 ・基金への寄付を取り、野良ねこ不妊費用一部助成金の拡充を行なっている。【H24年度(70万円分)】
	・基金を活用し、野良ねこ不妊手術費用一部助成金の積み増しを行う。【H25年度(100万円分)】

項目5：協働の取り組みについて

・地域との連携と地域コミュニティーの活性化	・野良猫対策活動において、一部地域と連携を図っている。
・動物愛護推進員の委嘱と活動ボランティアとの連携	・野良猫対策活動や譲渡事業などにおいて、ボランティアと連携を図っている。
・動物愛護管理推進協議会(以下「協議会」という。)の設置と個々に活動を行う個人・団体が一体となった取り組みの展開	・協議会を設置し、年4回の協議を行なっている。【H23年度】
・新たな財源の確保と人材の育成等	・基金を設置し、基金への寄付を募っている。【H24年度】 ・基金を、「ふるさと納税」の仕組みに追加する。【H24年度】